# 令和3年

第6回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

# 令和3年6月24日(木曜日)午後2時から

# 1 出席委員(6名)

小	黒	仁 史		教育長
三	留	利 夫	委 員	教育長職務代理者
弘	瀬	知江子	委 員	
髙	橋	幸子	委 員	
深	澤	佳 己	委 員	
北	内	英 章	委 員	

# 2 出席職員(12名)

教育総務部長	玉	JII	_ 1_
教育総務課長	政	木	純 也
教育施設担当課長	田	中	佑 典
副参事(教育地域力担当)	丹	野	詩 織
副参事(施設調整担当)	荒	井	昭二
学務課長	柳	沢	憲一
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	岩	﨑	政 弘
指導企画担当課長	早	Ш	隆之
学校支援担当課長	堀	江	豊
副参事(法務担当)	平	栗	敬子
教育センター所長	中	村	純 子
大田図書館長	長	岡	誠

# 3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第37号議案 大田区教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則

# (午後2時00分開会)

#### ○教育長

それでは、ただいまから、令和3年第6回大田区教育委員会定例会を開会いたします。 本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様に傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

#### ○教育長

傍聴を許可いたします。

#### (傍聴者入室)

#### ○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。 ご協力、よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に深澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第1は「教育長の報告事項」でございます。

#### ○教育長

現在、各中学校を訪問して一人1台配備されたタブレットの活用について見させていただいているので、その状況について報告をさせていただきます。

小学校への一人1台タブレットの配置につきましては、本年の1月末までに完了し、2 月より本格的な活用が全小学校で始められております。

中学校におきましては、今年度に入り、5月 14 日までに全中学校で配備が完了し、活用が始められています。5月下旬から現在までに指導企画担当課長、ICT 教育推進専門員と 26 校の中学校を訪問させていただき、活用上の課題について把握しているところでございます。

最初に伺った蒲田中学校においては、タブレットにつながりにくい状況が見られましたが、すぐに原因について調査し改善策を講じたところです。最初に伺った中学校において、タブレットがつながりにくいという状況が発生し心配いたしましたが、その後伺った中学校においては、タブレットがつながらず授業が滞ってしまうという状況は見られませんでした。

タブレットの活用にあたりましては、活用時に円滑に動くということが授業を有効に行

うために非常に大切だと思っております。教育委員会のICT環境の整備としては、全校の 児童・生徒が同時に使っても滞りなく、ストレスなく動く環境を目指して取り組んでいき たいと思っております。

次に、タブレットを活用した授業を観させていただきました。その中で、タブレットを 活用することにより、中学校の授業が確実に変わりつつある印象をもちました。

一般的に、中学校の授業では教師の話をよく聞いてよく理解することを中心に授業が進められていた印象がありましたけれども、タブレットを活用した授業を観させていただくと、とにかく生徒自身がタブレットを操作して、積極的に取り組んでいる印象を受けました。課題解決のためにタブレットを活用することにより、いわゆる、受け身的な学習から主体的な学習に変わっていく可能性を強く感じたところでございます。

例えば、音楽鑑賞の授業では自分が感じたことをコメントとしてタブレットに入力します。そうすると、各生徒のコメントが教師の電子黒板に表示され、様々な意見が即時に共有されることにより、その感性や思考の広がり、深まりが見られるような授業がありました。

体育の授業では、数人でチームを作りマット運動を発表するというような活動を行っていました。タブレットを使用し、自分たちの演技を撮影して、それを何回も繰り返し確認して、さらに良い表現になるように工夫しているところが印象的でした。

また、ある学校では理科の実験説明の導入部分で小テストを行い今までの既習事項について確認をし、それをもとに実験、予想に入っていくというような活用がされていました。

このように、各学校では工夫して一人1台のタブレットを活用した学習に取り組んでいます。様々な工夫の中で、これから大きな可能性があるということを察しているところです。いわゆる、主体的・対話的で深い学びによる授業改善というところでは、有効な機器になると感じておりますし、具体的な取組を期待しているところです。

また、特別支援学級の生徒もタブレットを使って学習に取り組んでおりました。それぞれタブレットに文字を打ち込んでいましたが、そういう新たな学習の可能性、集中力の高さを感じたところです。そういう生徒の姿を見ますと、やはりこれからの時代、子供たちがタブレット、ICT教育を活用していく必要性や子供たち自身がそういうものを使用した学習を求めていくのかなという印象をもちました。

校長先生方にお話しを聞くと、生徒のほうが非常に操作に優れており、どんどん進んでタブレットを活用しているというようなことを異口同音におっしゃっておりました。子供たちがICT環境の充実を求めているような状況について、教育委員会として責任を持って整備していくことの重要さを改めて感じたところでございます。

私からの報告につきましては以上でございます。

ただいまの報告に対しまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

(「はい」との声あり)

# ○三留委員

私からは、今月3日に発表されました教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期

における新たな学びの在り方について」、3月に出された東京都教育施策大綱に関わって、大田区の教育の方向性について考えを述べさせていただきたいと思っております。

教育再生実行会議第十二次提言では、冒頭に、ポストコロナ期に改めて考える課題の中に、「想定外の事象と向き合い対応する力」「不透明な未来を切り拓く力」の2つの力の 肝要を挙げております。

また、東京都教育施策大綱には、未来の東京に生きる子どもの姿として、「予測困難なこれからの時代において、常に社会の変化の柔軟に受けとめ、生涯にわたって様々なことに粘り強く挑戦し、自ら学び続けていく姿勢が必要」とあります。私も、このような力や姿勢を育てることを意識した教育の推進をしていくことが、未来の大田区を担う子供の育成につながると感じております。

そのために、教育委員会、各学校で取り組んでもらいたいことを幾つか挙げたいと思っております。

1点目は、ニューノーマルにおける学びと指導についてです。

ニューノーマルは、今回の教育再生実行会議第十二次提言でも示されている概念で、新たな日常という解釈になると思います。コロナ禍の中で私たちの生活様式は大きく変わりました。ICT活用やデジタル化が進み、日常生活においてもこれを活用しないと成り立たない場面が見られるようになってきております。

ポストコロナにあっても、こうした流れは存続すると思います。例えば、児童・生徒が 学習用デジタル教科書を活用して、自発的に学習を進めていくことも、これからは当たり 前になると思っております。

今後の学びについて、教育再生実行会議第十二次提言も東京都教育施策大綱も、児童・ 生徒の状況に合わせた学習者主体の視点を感じます。そのために先ほど教育長の報告にも ありましたが、ICT化を進めていくことが必要になると思っております。

教育再生実行会議第十二次提言では、これからの教育がICTを活用してデータ駆動型の教育に転換する必要があると述べられています。可能な例として、学習履歴等の教育データを活用した一人一人に応じた指導、子供の状況や発達段階に応じた対面授業と遠隔オンライン教育とのハイブリッド化を挙げています。

大田区では、他区に先駆けて「学習カルテ」の仕組みを作っています。また、コロナ禍の中、各校で工夫してオンラインによる学習等に取り組んできました。校務支援システムを活用した学習教材の共有化も進めています。デジタル化の負の側面に適切に配慮しつつ、こうした仕組みや事業を一層発展させて、データ駆動型教育を意識した取組を進めてもらいたいと思っております。

また、日常の授業も子供が教わる授業から子供自らが獲得する授業への転換を図らなければなりません。そのため、東京都教育施策大綱では「子どもの個性と成長に合わせて意欲を引き出す学び」の大切さを指摘しています。

大田区では、各小中学校のどの教室にも「おおたの子どもポスター」が張られています。その標題が、「意欲あふれる学びの場をつくります」となっており、教育委員会として、以前から子供の意欲を大切にして、子供主体の学習ができるような方向性を示しているといえます。

今後はさらに、子供自身が自発的に知識やスキルをアップデートしながら学ぶことがで

きるような授業づくりを目指して欲しいと思います。

東京都教育施策大綱では、教師が子供一人一人の最適な学びを伝えるファシリテーターとなることの大切さを指摘しています。これまで必要とされてきた「教える」だけでなく、子供の学習状況を的確に読み取り、それに合わせて支援する力が教師にとって一層求められると思っております。

2点目は、学びの多様化、保障のための方策についてです。

新型コロナウイルス感染症の発生により、学校現場ではICTの活用を図り、子供の学びを止めない努力がなされてきました。ただ、学校による取組の温度差は新聞等でも報道されたところであります。

教育再生実行会議第十二次提言では、子供の学びを止めないことの大切さを指摘し、新たな感染症の流行や、災害などの不測の事態が生じた際に、学校やその設置者は教育活動を継続し、全ての子供たちに学びを保障していくことが極めて重要としています。今後、感染症による休校や閉鎖が起こった際に、対面型のオンライン授業等がスムーズに実施できるなどの準備をしていくことが大切だと考えております。

また、教育再生実行会議第十二次提言では、障害のある児童・生徒等を含め、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある教育に取り組む必要性に触れています。不登校児童・生徒のための不登校特例校についての記述もあり、いち早く分室を立ち上げ準備を進めている大田区教育委員会の姿勢を評価したいと思っております。

学びの多様化に加わって、学習の遅れが見られる児童・生徒の効果的な補充的学習、進度の早い児童・生徒の能力を高める発展的学習の充実も図ってもらいたいと思っております。

また、東京都教育施策大綱では、東京型教育モデルで実践する特に重要な事項の1つとして教育のインクルージョンの推進を示しています。交流や協働など、様々な学習の機会をつくり、こころのバリアフリーを実現するための取組も進めてもらいたいと思っております。

3点目は、グローバル教育の推進に関わることです。

東京都教育施策大綱では、東京型教育モデルで実践する特に重要な事項の中に、「世界に羽ばたくグローバル人材の育成」があります。そのために、「豊かな教養や論理的な思考力」「コミュニケーション力」「異文化への理解」「国際社会に生きるために必要なアイデンティティの育成」を図る教育を行っていくとしております。

国際都市おおたを標榜する大田区としては、こうした教育は大切なことで、すでにおおた教育ビジョンに盛り込まれていることばかりでございます。

おおた教育ビジョンのプラン1の最初にコミュニケーション能力があり、区としても施策に取り組んでいるところです。東京都教育施策大綱の施策例には、デジタルトランスフォーメーションに対応した英語教育の推進がありますが、子供たちの語学力の一層の向上をはかる取組を推進してもらいたいと思います。

また、各学校でSDGsに関わる教育活動をしたり、大田区在住の外国人との交流活動をしたり、ESD教育を推進したりするなど、様々な取組がなされております。それぞれの取組を披瀝し合い、グローバル教育の取組を広げて欲しいと思っております。

4点目は、地域社会全体で子供の成長を支える取組についてです。

東京都教育施策大綱には、基軸となる5つの学びがあり、その1つに、「子どもの成長を社会全体で支え、主体的に学び続ける力を育む学び」があります。

そこには、「学校や教員の力だけで全てを担うという考えでなく、教育の目的や理念を 共有した上で地域や社会の人的、物的資源を積極的に活用して教育の体制を確保し、連携 協働することにより、制度面も含めて新しい時代に対応した教育の実現を目指していくこ とが必要」とあります。

大田区では、各校の学校支援コーディネーターの努力もあり、いち早く学校支援地域本部を立ち上げており、今では学校の教育活動になくてはならない存在になっております。ボランティア人材の学習支援、環境支援、登下校の支援など、学校教育のサポートは各校の教育活動の充実に寄与しております。

大田区の学校支援地域本部は全体的に活動が活発で、私も校長時代、いろいろと支援を受け、感謝をしているところであります。おおた教育ビジョンのプラン6学校・家庭・地域が一体となってともに進める教育「学校・家庭・地域」では今後の課題として、これまで学校支援地域本部が培ってきた学校と地域の連携体制を基盤として国の目指す地域学校協働本部への発展をはかり、さらに地域学校協働活動を推進するための検討を行う必要があるとしています。

地域学校協働活動は、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動をいいます。これまでの学校に対する協力活動のほか、例えば放課後子ども教室の運営や家庭教育支援活動なども可能になります。

すぐに移行はなかなかできないと思いますが、次のおおた教育ビジョンの改定をにらん で検討を進めていただけたらと思っております。各校地域で先行した取組にも期待をして おります。

また、現在大田区では、地域教育連絡協議会が各学校に設置されています。全国的には 学校評議員会という名称が一般的ですが、地域力を大事にする大田区では、地域教育連絡 協議会という名称を用いております。大田区ではこの地域教育連絡協議会から学校運営協 議会、いわゆるコミュニティ・スクールへ発展することの検討が始まり、今年度 5 校の研 究校を指定しております。

平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で学校運営協議会の設置についてはすでに努力義務となっております。学校運営協議会が実現すれば、校長の求めに応じて学校運営に意見を述べる地域教育連絡協議会から、学校運営の当事者として委員が参加する組織へと変わります。学校、家庭、地域において、共通したビジョンをもった取組の展開が可能となり、学校改善がしやすくなるという指摘もあります。

大田区として、学校運営協議会の設置を前向きに検討していることは必要なことであり、コミュニティ・スクール研究校の成果に期待しているところであります。

いずれにしても、地域に根差した教育の推進のために、地域学校協働活動や、学校運営協議会の設置について検討を進めていただきたいと思っております。

4つの視点で大田区の今後の取組について考えを述べさせていただきました。施策また は各学校の教育活動において考慮していただければ幸いでございます。

# ○教育長

ほかにご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

#### ○教育長

それでは次の日程に移ります。 日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

# ○事務局職員

日程第2は「部課長の報告事項」でございます。

## ○教育長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

#### ○学務課長

私からは、令和2年度学校給食費徴収状況についてご説明いたします。

資料には、令和2年度を含めまして、過去5年分の実績を記載しております。上段、令和2年度分の列をご覧ください。

令和2年の学校給食実施校数は88校。こちらは、小学校59校、中学校28校に、糀谷中学校の夜間学級を加えた数値です。このうち、給食費の未納者がいる学校は27校、全体の割合では30.68%となります。

次に、真ん中の列でございます。児童・生徒数は令和3年3月末現在の数字でございますが、4万390人、この内、給食費が未納となっている児童・生徒は42人、割合は0.1%でございます。

次に、給食費の総額でございますが、給食費全体の徴収額は18億9,058万9,352円で、このうち未納金額が94万6,307円、未納の割合は0.05%となっております。例年と比べ、給食費そのものが下がっております。これは、昨年度、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴いまして、昨年4月、5月学校の臨時休業措置により給食提供がなかったため、通常より総額が下がっております。未納校数、未納児童・生徒数、未納金額ともにこれまでで最も少なくなっています。

そのため、給食費全体の徴収率は99.95%とこれまでで最も高くなっているという状況でございます。この徴収率の高い徴収につきましては各学校の教職員が、児童・生徒の家庭の状況を踏まえた上できめ細やかな対応で徴収にあたっていることによるものと認識しております。

私からの説明は以上でございます。

#### ○教育長

ただいまの報告につきましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

# ○三留委員

学校給食費につきましては、副校長、給食担当の学校職員が様々な努力をして徴収しているのが現状です。ときには電話や手紙だけではなく、家庭訪問をしながらお願いをしています。徴収率については、高い数字ですが、そういった各校の努力が一つの要因と思っております。

学校徴収金の集金については、校務分掌として行われているのですが、基本的に教職員の本来業務に支障をきたすようなものであってはならないと思っています。学校徴収金である給食費の徴収事務については、金融機関への口座手数料に関わることなどもあり、大変苦労が多いのは事実です。様々な自治体でいろいろな給食費の集金方法が行われはじめています。今すぐは、なかなか難しいとは思いますが、教職員の負担軽減など、そういった意味も含めて、今後給食費の徴収事務のあり方については教育委員会として検討を続けてもらいたいと考えております。

#### ○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

#### ○教育長

それでは、次の日程に移ります。 日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第3は「議案審議」です。それでは、議案を読み上げます。 第37号議案 大田区教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則でございます。 よろしくお願いいたします。

## ○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○教育総務課長

それでは、第37号議案につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和3年1月27日付で区の企画経営部長及び総務部長から通知された、区の行政手続における押印の見直しについて、押印について真に必要な場合を除き原則廃止するという大田区の押印見直しの基本的な考え方が示されているところでございます

これに基づきまして、大田区教育委員会請願処理規則においても必須としていた請願書 への押印を署名または記名押印とするため、規則の改正を行うものでございます。

今回資料といたしまして規則の文案、それから新旧対照表をつけさせていただいております。こちらをご覧いただきながら審議をしていただければと思います。

説明は以上でございます。

# ○教育長

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

## ○教育長

それでは、第37号議案について、原案どおり決定いたします。 それでは、これをもちまして、令和3年第6回教育委員会定例会は閉会といたします。 (午後2時27分閉会)